

令和 6 年能登半島地震により被災された皆様へ

西日本プラスチック工業健康保険組合
理事長 泉 夏 樹

このたびの地震により被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、皆さまの安全と一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、保険医療機関等で受診された場合に支払う一部負担金等の徴収の猶予期間について、令和6年3月8日付の案内で令和6年9月末までとしておりましたが、厚生労働省保険局の要請により取扱期間を令和6年12月末まで延長することとなりました。

また、令和6年10月以降の猶予につきましては、猶予証明書を交付しますので、ご要望の方は下記の手続き方法に従ってご申請願います。

記

●対象者

次の（１）及び（２）のいずれにも該当する当組合の被保険者・被扶養者であること

（１）令和 6 年能登半島地震に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者

（２）令和 6 年能登半島地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること

①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨

②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

③主たる生計維持者の行方が不明である場合

④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨

⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

●取り扱いの期間

令和 6 年 9 月末までの診療分、調剤及び訪問看護にかかる一部負担金等

→令和 6 年 12 月末まで延長

※入院時食事療養費及び入院時生活療養費にかかる標準負担額に相当するものは除きます

●医療機関等での受診について

令和6年10月以降の診療受診分については、健康保険被保険者証と「猶予証明書」を医療機関に提示して下さい。

対象となられる方につきましては、申請書に必要事項を記載いただき、罹災証明書等事実確認可能な書類を添付し、ご申請下さい。

●留意事項

このたびの措置は、あくまでも一部負担金等の支払いを猶予するもので、免除するものではありません。猶予分につきましては、後日被保険者様へ請求させていただきます。

以上

【お問い合わせ先】

西日本プラスチック工業健康保険組合

TEL 06-6263-0605